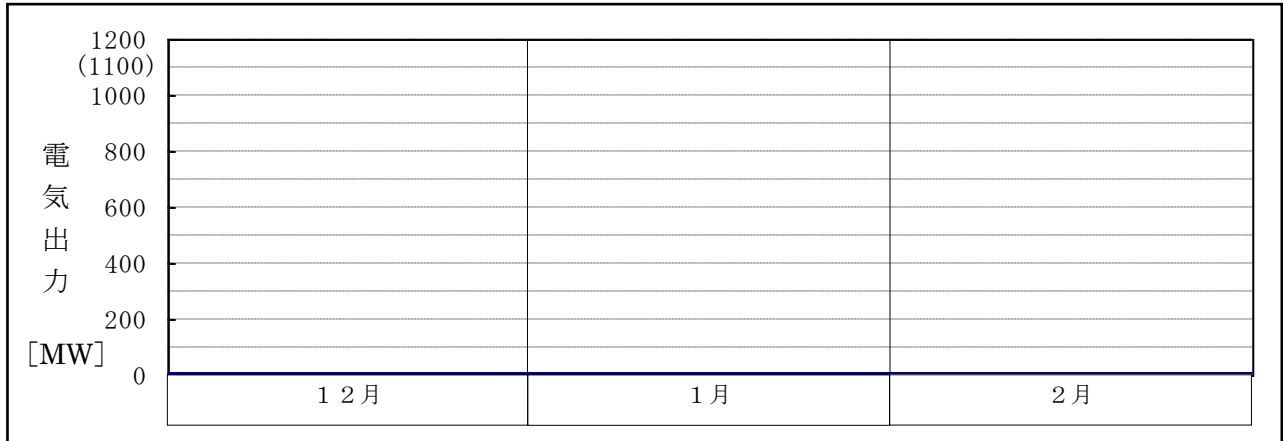


東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 2 3 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（ 令和 4 年 1 2 月 ～ 令和 5 年 2 月 ）



3. その他

(1) 東通原子力発電所 1 号機における新規制基準適合性審査の状況について

- 平成 2 6 年 6 月申請以降，継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明してきており，これまでに審査会合は 4 1 回開催されております。
- 令和 5 年 2 月 1 0 日の審査会合においては，令和 4 年 1 2 月 1 6 日の審査会合において原子力規制委員会から受けたコメント[※]を踏まえ，審査資料の品質確保について審議されました。

当社からは，審査会合資料の地質調査に係る試料写真（コア写真）の貼付誤り等が発見された経緯，コア写真等の一次データの審査資料作成に係る再発防止策，原子力品質マネジメントシステムに基づいた改善措置活動について説明しました。

原子力規制委員会からは，今後，一次データの取扱いについて十分留意すること，P D C A を回して継続的な審査資料の品質向上に取り組み，正しいデータを審査に提示するようコメントがあり，「概ね妥当」と総括されました。

- 今後も引き続き，基準地震動および基準津波の策定に向けた審査に対応してまいります。

※：令和 4 年 9 月 3 0 日の女川原子力発電所審査会合資料においてコア写真の貼付誤りがあったことを踏まえ，審査資料の同種誤りの確認結果および発生原因や再発防止策について説明し，原子力規制委員会から，「資料集も審査資料の一部であり，今回の資料誤りは重大な事案であると受け止める必要がある。このため，データチェックに特化した手順の整備など再発防止策を再検討すること。」等のコメントがあった。

(2) 「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

- 当社は、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、令和5年3月30日に内閣総理大臣および原子力規制委員会へ届出を行いました。
- 今回の届出の主な内容は、原子力災害事前対策および緊急事態応急対策時における医療体制の充実を図るため、発電所構内の医療活動について、公益財団法人原子力安全研究協会を含む医療関係団体と連携して対応する旨を追記したものです。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<https://www.tohoku-epco.co.jp/>)